

始良市行政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、始良市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関する事項
- (2) 行政改革の実施状況の評価及び進行管理に関する事項
- (3) 行政評価に関すること。
- (4) その他行政改革の推進に関する事項

2 委員会は、前項各号に規定するもののほか、市の行政改革の推進に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について識見を有する者及び公募により選出された市民のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に、会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政管理課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成24年7月6日条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条（始良市行政改革推進委員会条例第3条第1項及び第4条第1項の改正規定に限る。）の規定は、平成25年4月1日から施行する。

（始良市行政改革推進委員会条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際、現に第1条の規定による改正前の始良市行政改革推進委員会条例第4条第1項の規定により委嘱されている委員の任期は、改正後の始良市行政改革推進委員会条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月29日条例第13号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。